

総 務 委 員 会 報 告

総務委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 91 条の規定により報告します。

第188号議案	長崎市池島炭鉱体験施設条例	原案可決
---------	---------------	------

第 188 号議案「長崎市池島炭鉱体験施設条例」は、日本の近代化以降の発展を支えてきた池島炭鉱の現場を体験する場を提供し、もって観光の振興及び池島の地域振興に資するため、「長崎市池島炭鉱体験施設」を設置しようとするものです。

委員会では、

- ・ 現行の料金から改定となる施設使用料の設定根拠、
- ・ 施設で働く誘導員等の人件費の積算、
- ・ 閉山から 14 年が経過する中、修学旅行生も訪れることから、安全対策の考え方、
- ・ 仮に台風等で施設が大きく損傷し、大規模改修が必要となった場合の費用負担、
- ・ 世界遺産と同様に大々的に P R することで利用者をふやし、より大きな事業へと成長させる考え、
- ・ 供用開始と併せて民泊を活用し、N P O 法人の立ち上げや育成と一体的に取り組む考え、
- ・ 池島の活性化及び土地の有効活用の観点から、国の機関や関連施設の誘致へ向けた交渉を進めることへの見解についてたすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決しました。

第189号議案	長崎市事務分掌条例の一部を改正する条例	原案可決
---------	---------------------	------

第189号議案「長崎市事務分掌条例の一部を改正する条例」は、重要な施策の実施体制を見直すため、総務局、市民局、経済局及び建設局を廃止したいのと、資産経営室の事務を理財部に、しごと改革室の事務を企画財政部に移管したいのと、総合的なまちづくりを推進するため、都市計画部及び建築部を廃止し、まちづくり部を新設しようとするものです。

委員会では、

- ・局制の廃止後における重点プロジェクトの推進体制と、今後も必要に応じて各部に配置する政策監の位置づけについていただきました。

これについて、理事者から、

- ・今回の条例改正は、局長の権限と組織との関連にわかりづらい部分があったことなどから見直しを行うものである。

今後は各部が重点プロジェクトを所管し、部長が責任を持つこととなるが、局制のもとでのプロジェクトの推進については一定の成果があったと認識しているので、必要に応じて政策監を配置し、部局間の横断的な取り組みができるような体制を考えている。

政策監の配置については、部長の管理スパンを勘案しながら決定していきたい、との答弁がありました。

そのほか、

- ・重要施策における今後の進行管理や意思決定のプロセス、
- ・局長及び政策監が担ってきた13の重点プロジェクトについて、それぞれの成果と今後の課題、
- ・九州新幹線西九州ルートに係るフリーゲージトレインの導入について、今後、国や関係自治体との調整業務の増が見込まれる中、まちづくり部長に業務が集中することへの見解、
- ・施策を立案推進する企画部門と、チェックを行う財政部門からなる企画財政部

を部門別に再編する考え、

- ・ 職員の不祥事に関連し、人材育成やコンプライアンス等の問題を統括する部署の必要性、

- ・ 組織改正に伴い、特に年度当初など、職員に負担がかかる期間の支援体制についてたすなど、内容検討の結果、

- ・ 局制については、運用のあり方に問題があったものの、局長と政策監は与えられた役割を果たしており、局制そのものには問題がなかったことを論拠とする反対意見が出されました。

一方、

- ・ 新市庁舎建設や新幹線の問題など、大きな事業が残されている状況にあつて、局制を廃止するに当たっては、関係部局の連携を密にして慎重に進めるとともに、市民の意見を聞きながら取り組んでほしい、

- ・ 重点プロジェクトの進捗については十分でないものも多いことから、効果的、効率的に事業を進めることを大前提に、部課長が自らの仕事に取り組んでほしい、

- ・ まちづくり部の新設に当たっては、部長の責任が重くなること、また、不祥事の再発防止の観点から、細部にわたるチェック体制を検討してほしい、

- ・ 組織改正が頻繁にあつているため、今後は中長期的な視点に立った組織運営を行ってほしいとの要望を付した賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決しました。

第191号議案	長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
---------	--	------

第191号議案「長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、個人番号を利用する事務及び個人番号を利用する事務を処理するために利用できる特定個人情報を追加しようとするものです。

委員会では、内容検討の結果、一部委員から、マイナンバー制度については、プライバシー保護の観点から反対であることから、関連する今回の条例改正は認められないことを主な論拠とする反対意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決しました。

第195号議案	長崎市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決
---------	----------------------------	------

第195号議案「長崎市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、市税に係る納付書及び納入書の記載事項を見直そうとするものです。

委員会では、内容検討の結果、一部委員から、第191号議案と同趣旨の反対意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決しました。

第196号議案	長崎市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
---------	--------------------	------

第196号議案「長崎市手数料条例の一部を改正する条例」は、主に、住民基本台帳法の一部が改正され、住民基本台帳カードが廃止されることに伴い、同カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止したいのと、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の一部改正に伴い、高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可申請等に係る手数料の額を定めようとするものです。

委員会では、内容検討の結果、一部委員から、第191号議案と同趣旨の反対意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決しました。

第199号議案	長崎市印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決
---------	-------------------	------

第199号議案「長崎市印鑑条例の一部を改正する条例」は、主に、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者に対し、民間事業者が設置する多機能端末機により印鑑登録証明書を交付できるようにしたいのと、印鑑登録証明書の交付申請における印鑑登録証の添付を省略できるようにしようとするものです。

委員会では、

- ・ 印鑑登録証明書のコンビニ交付における具体的な流れ、
- ・ 個人番号と印鑑登録情報との関連付けの有無、
- ・ 成り済ましによる交付がなされる可能性についてたすなど、内容検討の結果、一部委員から、第191号議案と同趣旨の反対意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決しました。

第200号議案	長崎市体育館条例の一部を改正する条例	原案可決
---------	--------------------	------

第200号議案「長崎市体育館条例の一部を改正する条例」は、施設の老朽化の状況等を勘案し、長崎市高島体育館を廃止しようとするものです。

委員会では、

- ・ 今後代替施設となる高島小中学校体育館及び高島ふれあいセンターの耐震性についてたすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決しました。

第204号議案	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市古賀地区市民センター)	原案可決
---------	--------------------------------------	------

第204号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、長崎市古賀地区市民センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするものです。

委員会では、

- ・ 管理運営における人員配置の考え方、
- ・ 指定管理者制度を導入する一方で、人件費相当分が増となることへの見解についてただすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決しました。

第192号議案	長崎市情報公開条例の一部を改正する条例	原案可決
第193号議案	長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第194号議案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第203号議案	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市南部市民センター)	原案可決
第205号議案	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市高島体育館)	原案可決

第192号議案「長崎市情報公開条例の一部を改正する条例」、第193号議案「長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、第194号議案「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、第203号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第205号議案「公の施設の指定管理者の指定について」の以上5件は、内容検討の結果、いずれも異議なく原案を可決しました。

第176号議案	平成27年度長崎市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
	第1条	
	第1項 歳入歳出予算の総額	
	第2項中	
	歳入 全部	
	歳出 各款 給与費全部	
	第2款 総務費	
	第1項中	
	第6目	
	第22目	
	第24目	
	第9款 消防費	
	第10款 教育費	
	第7項	
	第2条 繰越明許費の補正	
第2款 総務費		
第10款 教育費		
第3条 債務負担行為の補正		
第2款 総務費		
第1項中		
第1目		
第10款 教育費		
第7項		
第4条 地方債の補正		

第176号議案「平成27年度長崎市一般会計補正予算第5号」のうち、総務委員会所管部分で、特に、質疑・意見が集中した中の、まず、歳出の総務費において、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の概要及び外海地区の構成資産並びに「外海の石積集落景観」に関する展示等を外海歴史民俗資料館に整備することにより、世界遺産価値の理解促進を図るための、「世界遺産登録推進事業費」が計上されました。

委員会では、

- ・外海地区の世界遺産候補のPRへつなげるため、今回の展示リニューアルに併せて、施設名称や展示のあり方を検討する考えについてたすなど、内容を検討しました。

次に、同じく総務費において、ラグビーワールドカップのキャンプ誘致において、スコットランドラグビー協会からの視察団の受け入れ 及び今後の誘致交渉のための「キャンプ誘致推進費」が計上されました。

委員会では、

- ・ キャンプ誘致により見込まれる経済効果、
- ・ 誘致交渉費用の応分負担を県に求める考え、
- ・ 2019年ラグビーワールドカップの開催に向けて、長崎からラグビー熱を盛り上げていく取り組み、
- ・ 誘致決定の見通しと、視察団からの競技施設に対する指摘事項についてたすなど、内容を検討しました。

次に、消防費において、消防団員の出勤に対する費用弁償において、台風15号の警備に多数の消防団員による警戒が必要となったことから、予算に不足が見込まれることにより増額補正を行うための「消防団活動費」が計上されました。

委員会では、

- ・ 消防団員の拘束が長時間に及ぶ場合の費用弁償の考え方、
- ・ 状況に応じた出勤要請の流れと、追加配備の判断基準についてたすなど、内容を検討しました。

次に、教育費において、市民総合プールにおいて、経年劣化した流水プールの底板の防水塗装を行うための「市民プール施設整備事業費」が計上されました。

委員会では、

- ・ 防水塗装の耐用年数と、過去に実施した応急措置の詳細についてたすなど、内容を検討しました。

次に、歳入につきましては、種々内容を検討しました。

その結果、一部委員から、減債基金への積み立てについては、長崎駅西側の交流拠点施設用地の活用に係るものであり認められないことを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、

- ・ 「世界遺産登録推進事業費」については、外海歴史民俗資料館の整備を速やかに行うことで、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録に向けて万全を期してほしい、また、キリスト教関連施設という色合いを強めてほしい、
- ・ 「キャンプ誘致推進費」については、地域活性化とスポーツ振興、並びに市民

の交流につなげるため、誘致決定に向けて努力するとともに、ワールドカップ開催に向けた機運の醸成を図ってほしい、

・「財政調整基金」及び「減債基金」については、今後、大型事業を推進していく上で貴重な財源となるので、目標額達成に向けて努力してほしいとの要望を付した賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で 原案を可決しました。

第215号議案	平成27年度長崎市一般会計補正予算（第6号） 第1条 第1項 歳入歳出予算の総額 第2項中 歳入 全部 第2条 地方債の補正	原案可決
---------	---	------

第215号議案「平成27年度長崎市一般会計補正予算第6号」のうち、総務委員会所管部分における審査の経過並びに結果については、委員会では、内容検討の結果、異議なく原案を可決しました。

以上が、総務委員会における審査報告です。